



























別記1（第4条関係）

第三者への委託等を禁止する業務

第三者へ委任し、又は請け負わせてはならない業務は、仕様書第4条に規定する業務のうち、次に掲げる業務とする。

- (1) 水再生センターの運転操作及び監視に関する業務



委託料の変更を行う場合は、以下に示す算出方法により算定し、合算した年間合計額に消費税等を加えた額を、当該年度の3月分の委託料において変更する。

$$\text{増額} = (\text{実績使用電力量}) \times \{ (\text{実績電力単価}) - (\text{表3の電力単価}) \times 1.05 \}$$

$$\text{減額} = (\text{実績使用電力量}) \times \{ (\text{表3の電力単価}) \times 0.95 - (\text{実績電力単価}) \}$$

(※ 算定額は100円未満切捨てとする。)

別記 3 (第35条関係)

受託者の加入する保険

受託者は、自らの負担で、業務を開始する前日までに下記の条件による賠償責任保険に加入し、業務期間中において毎年度更新しなければならない。

- (1) 請負作業の遂行中に他人の生命・身体を害し、又は財物を損壊したことにより被保険者が負担する法律上の賠償責任を保証するもの  
(てん補限度額) 対人：1億円以上／1名、1億円以上／1事故  
対物：1億円以上／1事故  
(免責金額) 10万円／1事故
- (2) 被保険者が行った業務上の不注意によって、施設・設備等が被る損害を保証するもの。  
(てん補限度額) 対物：1億円以上／1事故  
(免責金額) 10万円／1事故

- ※ 委託者は、自らの負担で下記の保険に加入しており、本業務期間中はこれを継続する。
- ・ 建物総合損害共済 (公益社団法人「全国市有物件災害共済会」)
  - ・ 下水道賠償責任保険 (公益社団法人「日本下水道協会」)





表 3 変動費の単価

変動費の各項目の単価

(金額：円)

項目	単位	単価
電力（従量）	円/ kWh	
次亜塩素酸ナトリウム（放流水用）	円/kg	
高分子凝集剤（脱水機用）	円/kg	

- ※ 各項目は、各水再生センターの業務要求水準書による。
- ※ 受託者が提示する各単価の根拠をもとに、両者で各単価を調整する。
- ※ 「流入下水量に係る委託料の変更」における電力単価については、電気供給事業者が示す電力を基に算出した単価を、両者確認の上、当該委託料の変更に係る算定に適用する。
- ※ 各単価は、消費税及び地方消費税抜きの金額を記載すること。